

富山高等専門学校		開講年度	平成31年度（2019年度）		授業科目	海事法Ⅱ	
科目基礎情報							
科目番号	0217			科目区分	専門 / 必修		
授業形態	授業			単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	商船学科			対象学年	5		
開設期	後期			週時間数	2		
教科書/教材	海事法(海事法研究会編：海文堂) 海事六法(国土交通省監修：海文堂)						
担当教員	中松 英也						
到達目標							
1.各法令の制定に至る経緯を説明できる。 2.各法令においての理解、法解釈ができる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安			標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	各法令の制定に至る経緯を説明できる			各法律の制定に至る概要を説明できる		各法律の制定に至る経緯を説明できない	
評価項目2							
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	船舶の運航に関連する海事法及び関連海事国際条約を理解し、船舶職員として必要な知識を身に付ける。 この科目は、一級海技士（航海）資格を有し、外航船社及び海上保安庁に置いて船舶の運航及び運用（特に警備及び救難業務）の経験を有する教員がその実務経験を活かして、海事法規に関して講義形式で講義を行うものである。						
授業の進め方・方法	教員単独による講義を実施する。						
注意点	定期試験（70％）とポートフォリオ（30％）により総合的に評価する。						
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	ガイダンス 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律		講義方法、予定等の説明		
		2週	海洋汚染防止法		油、有害液体物質、廃棄物の排出規制		
		3週	海洋汚染防止法		海洋汚染防止施設の検査、海上災害		
		4週	船舶職員法及び小型船舶操縦者法		免許制度、STCW条約		
		5週	船舶職員法及び小型船舶操縦者法		免許更新		
		6週	海難審判法		海難審判の過程、決議		
		7週	検疫法		法律の概要、目的、適用国際保険規則		
		8週	中間試験		1～7回の講義内容について中間試験を実施		
	4thQ	9週	関税法		法律の概要、目的		
		10週	水先法		法律の概要、目的		
		11週	海商法		法律の概要、船主責任制限		
		12週	国際公法		船舶に関する国際条約		
		13週	国際公法		船舶に関する国際条約		
		14週	国際公法		海洋法、国家と国家領域等 海洋区分		
		15週	成績確認		期末試験の成績確認		
		16週	期末試験				
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週	
専門的能力	分野別の専門工学	商船系分野（航海）	海事法規	法目的及び日本船舶の要件を説明できる。	4		
				船長の職務権限・規律などの法目的を説明できる。	4		
				他の労働法との関係を説明できる。	4		
				法の目的を理解し、船舶の堪航性について説明できる。	4		
				法整備の歴史的背景を総合的に説明できる。	4		
				法の要求項目などについて説明できる。	4		
				法整備の歴史的背景を総合的に説明できる。	4		
				法整備の歴史的背景を説明できる。	4		
				海上貿易における歴史的背景を理解し、本法の役割について説明できる。	4		
				海技士及び小型船舶操縦士の乗り組み基準、乗船基準について説明できる。	4		
				海難の定義について説明できる。	4		
				水先人の免許制度・資格別業務範囲について説明できる。	4		
				船長の責任及び水先人の権利義務について説明できる。	4		
				検疫及び検疫感染症について説明できる。	4		
				輸入税の目的や輸出入・開港などの定義について説明できる。	4		
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計

総合評価割合	70	0	0	0	30	0	100
基礎的能力	35	0	0	0	15	0	50
専門的能力	35	0	0	0	15	0	50
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0